

対人援助学 & 心理学の縦横無尽(6)

人物で見る「法と心理学」とその課題



サトウタツヤ@立命館大学文学部心理学専攻

【法と心理学の概要】

法や紛争処理に関わる人間活動に焦点をあてるのが広義の法と心理学の領域である。法学が規範の学であるのに対して、心理学は事実を扱う学である。規範は人間ではないが、規範を作るのは人間である。法に関わる現実の人間の活動から法システムを展望するところに法と心理学の特徴がある。

【法と心理学の歴史】

1893年にアメリカの心理学者キャテル(Cattell J.M.)は日常経験に関する記憶の確実性の実験を行い、これが裁判における証言の不確実性の問題を惹起したことから、法と心理学領域の研究を刺激した。フランスではビネ(Binet, A)が被暗示性の研究を行った。ドイツではシュテルン(Stern, L. W.)が新派刑法学者・リスト(Liszt, F. E.)と協力して目撃証言の曖昧さを研究し(1901)、『Beiträge zur Psychologie der Aussage (証言心理学への貢献)』という雑誌を創刊した。これは後に『Zeitschrift für angewandte Psychologie (応用心理学雑誌)』と代わり世界初の応用心理学雑誌となった。また、ドイツでは19世紀の末から心理学者が刑事裁判において専門家証人として登用されはじめた。



Cattell J.M.



Stern, L. W.



Liszt, F. E.



Binet, A.

1909年、慶応義塾大学の最初の法学教授を務めたこともあるノースウェスタン大学法学部長J・H・ウィグモア(Wigmore, J. H.)が『イリノイ・ロー・レビュー』において「ミュンスターバーグ教授と証言の心理学」と題した論文を発表した。



Wigmore, J. H

この論文は裁判記録の形式を採用したものであり、被告はH・ミュンスターバーグであった。その訴えの内容は、1908年刊行の『証言台で』と題された書籍においてミュンスターバーグ(Münsterberg, H.)が、法学者・裁判従事者の名誉を毀損したというものである。



Münsterberg, H.

心理学サイドからの裁判への批判は、それを受け止める法サイドからすると「能力について不正確で間違った真実ではない主張」であると受け止められ（あるいはフレーミングされ）、法関係者の名誉を毀損するものだという主張となったのである。

この論争の結果、法と心理の協働は少なく見ても50年は滞った。個別の研究は行われていたとしても、である。学融（トランス・ディシプリナリ）な領域としての法と心理を進めていくには、この歴史から学ぶことは多い。相手の学範（ディシプリン）を攻撃することが目的ではなく、融合領域を作ることにより、社会のあり方を良いものに変えていこうという姿勢こそが求められているのである。

さて、ウィグモアとミュンスターバーグの論争が停滞を引き起こしていたころ、心理学が捜査技術に応用される契機が高まりつつあった。虚偽検出である。イタリアの精神科医ロンブローゾ（Lombroso, C.）は被疑者がつく嘘を検出する方法を追究する中で複数の生理的指標（血圧・脈拍等）の利用を提案し（1895）、これが現在のポリグラフ検査の初源となった。スイスの精神分析学者ユング（Jung, C. G.）は、ある言葉に対する連想語を答えるときの反応時間が遅いことに着目した。これが犯罪捜査に取り入れられると、無言でいる時間が長い（反応時間の長い）ものは証言したくない内容を含んでいるのではないかと考えられることになり、虚偽検出の質問技法の基礎となった。これらをもとにキーラー（Keeler, L.）によって現在使用されているポリグラフが完成された（1932）。



Lombroso, C.



Jung, C. G.



Keeler, L

法と心理学の停滞がおきたアメリカでも 1970 年代以降、認知心理学の台頭と共に新しい興味が生まれた。ロフトス(Loftus, E.)が目撃証言(の歪み)研究に着手し、また実際の法廷に専門家証人として立ち、司法からの心理学のニーズを再び開拓した。

日本では、明治末期から大正初期にかけて法学者・牧野英一と心理学者・寺田精一による共同研究が行われていた。牧野はドイツ外遊中に新派刑法論者のリストに師事し実証的研究の必要性を理解した。寺田は大学卒業後、巣鴨監獄に勤めたこともある心理学者である。「供述の価値」論文(1913)は、目撃証言研究の先駆である。第二次世界大戦後の日本では、法心理学はふるわず心理学では虚偽検出、矯正といった分野が中心であり、法学では川島武宜により経験(主義)法学が導入されてその中で法心理学的動向が紹介された。甲山(かぶとやま)事件(1974)を契機として、心理学者・浜田寿美男が自白供述分析に取り組んだが、これは自白を強く求める日本の制度のもとだからこそである。2000年には法と心理学会が設立された。2009年に始まった裁判員裁判においては、裁判員の判断プロセスや法廷プレゼンテーションなど多様な領域で法と心理学の検討が必要となっている。



牧野英一

【法心理学の課題】

犯罪や刑事法など、これまで関係の深かった領域については、現代的問題に対応することが課題であり、民事法や法意識などに関係する領域については研究領域の拡大と深化が課題である。

法制度が個別の国や文化に基づいていることを前提とした上で、共通の原理を追究することは法と心理学に課せられた使命の一つである。そのためには、法心理思想史のような領域が必要となるだろう。本稿においても、法と心理学の歴史を近代心理学成立

以降の出来事として捉えたが、そもそも、法思想の重要人物であるトマス・アクィナス、ホッブズ、ロック、カントなどの人々は、それぞれ近世心理学史に関しても重要人物である。法が必要であること、法に従うこと、法により仲裁・調整すること、はいずれも人間の本性について考えることを含んでいたからであろう。



Kant, I.

日本においては、裁判員裁判が開始され、一般市民が一部の刑事裁判に参加することになった。これまで職業裁判官のみが事実認定や量刑判断を行っていた時代には、法と心理学が裁判プロセスに積極的に関与することは - 特に日本では - 無かったのであるが、今後必要な領域となる。自白尊重という文化のもとに行われる刑事取調べの可視化も課題である。